

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(長門農林水産事務所及び萩農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記1	4月1日から翌年1月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
2	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	3トン未満	定めなし	別記2	4月1日から翌年1月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
3	小型機船底びき網	手繰第二種(なまこぎ網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、30キロワット(15馬力)以下)	別記3	11月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
4	小型機船底びき網	手繰第三種(なまこ桁網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、30キロワット(15馬力)以下)	別記4	11月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
5	小型機船底びき網	手繰第三種(なまこ桁網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、30キロワット(15馬力)以下)	別記5	11月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
6	小型機船底びき網	手繰第三種(なまこ桁網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:15隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、30キロワット(15馬力)以下)	別記6	12月15日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
7	小型機船底びき網	手繰第三種(なまこ桁網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、30キロワット(15馬力)以下)	別記6	12月15日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
8	機船船びき網	さより船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	別記7	11月1日から翌年4月30日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者	○	○

No	漁業名	制限措置: 第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
9	機船船びき網	さより船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 4隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	別記8	12月1日から翌年5月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
10	機船船びき網	いわし船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 2隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	阿武町地先	4月1日から翌年3月31日まで	山口県阿武郡阿武町に漁業根拠地を有する者	○	○
11	機船船びき網	いわし船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 4隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	平成17年3月5日における萩市地先	4月1日から翌年3月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者	○	○
12	機船船びき網	いわし船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 2隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	別記8	4月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
13	機船船びき網	先漕船を使用するいわし船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 8隻)	5トン未満	(先漕船) 147キロワット(40馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、147キロワット(60馬力)以下) (網船) 48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	長門市三隅地先	4月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
14	機船船びき網	先漕船を使用するいわし船びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 8隻)	5トン未満	(先漕船) 147キロワット(40馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、147キロワット(60馬力)以下) (網船) 48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	長門市通地先	4月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○

No	漁業名	制限措置: 第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
15	機船船びき網	いわし中層びき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 8隻)	5トン未満	127キロワット(35馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、127キロワット(60馬力)以下)	別記9	4月1日から翌年3月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者	○	○
16	刺し網	とびうお流刺し網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 5隻)	定めなし	定めなし	山口県外海	4月1日から8月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
17	刺し網	やずまき刺し網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 28隻)	定めなし	定めなし	山口県外海	4月1日から翌年3月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	
18	建網	とびうお建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	定めなし	定めなし	別記10	6月1日から7月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
19	建網	しび建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	定めなし	定めなし	別記11	9月1日から11月30日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
20	建網	あじ建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	定めなし	定めなし	別記12	6月16日から翌年6月15日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
21	建網	すずき建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	定めなし	定めなし	別記13	4月1日から翌年3月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
22	建網	すずき建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 2隻)	定めなし	定めなし	別記14	4月1日から翌年3月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
23	建網	すずき建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 3隻)	定めなし	定めなし	別記15	4月1日から翌年3月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

No	漁業名	制限措置: 第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
24	建網	沖建網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 61隻)	定めなし	定めなし	山口県外海ただし第2種共同漁業権設定区域を除く	4月1日から翌年3月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
25	敷網	棒受網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 33隻)	15トン未満	定めなし	山口県外海	12月1日から翌年11月30日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
26	すくい網	すくい網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 46隻)	15トン未満	定めなし	山口県外海	12月1日から翌年11月30日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
27	かご	雑魚かご	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 4隻)	定めなし	定めなし	別記16	1月1日から12月31日まで	山口県阿武郡阿武町、萩市、長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
28	かご	雑魚かご	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	定めなし	定めなし	別記17	1月1日から12月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	
29	かご	ふぐかご	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 40隻)	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
30	かご	ふぐかご	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 33隻)	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
31	かご	筒	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 13隻)	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県阿武郡阿武町、萩市、長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
32	小型定置網	落網	0人 (許可又は起業の認可を受けている者の数: 1人)	定めなし	定めなし	別記18	1月1日から12月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者		○